

公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則

平成21年4月1日

規則 第1号

改正 平成26年3月28日 規則第1号

改正 平成26年10月31日 規則第2号

改正 平成29年3月21日 規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 理事及び監事（第2条・第3条）
- 第3章 組織（第4条－第11条）
- 第4章 職制（第12条）
- 第5章 審議機関（第13条・第14条）
- 第6章 委任（第15条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する山形県立保健医療大学（以下「大学」という。）の組織及び運営に関し、公立大学法人山形県立保健医療大学定款（以下「定款」という。）及び山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）並びに山形県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事及び監事

（理事）

第2条 理事の担当及び所掌業務は、次の表のとおりとする。

担当	所掌事務
総務・経営・評価担当	総務、経営及び評価に関する事務
教育・学生支援担当	教育及び学生支援に関する事務
研究・地域貢献・連携担当	研究、地域貢献及び連携に関する事務
経営担当	経営に関する事務
教育・地域貢献・連携担当	教育、地域貢献及び連携に関する事務

- 2 前項の表に規定する経営担当及び教育・地域貢献・連携担当の理事は、定款第11条第2項に規定する任命の際現に法人の役員又は職員でない者とする。
- 3 前項に規定する理事は、非常勤とする。
- 4 定款第9条第5項に規定する理事長があらかじめ定めた順序は、理事の任命の際に示すものとする。
（監事）

第3条 監事は、非常勤とする。

第3章 組織

(学部及び学科)

第4条 大学に、保健医療学部を置く。

2 前項の学部に、看護学科、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

3 大学に関し必要な事項は、学則で定める。

(大学院)

第5条 大学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に、保健医療学研究科を置く。

3 大学院に関し必要な事項は、大学院学則で定める。

(附属図書館)

第6条 大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(看護実践研究センター)

第7条 大学に、県内の看護実践の発展に寄与するため、看護実践研究センターを置く。

2 看護実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(常任理事会)

第8条 法人に、経営及び教育研究に関する重要な事項を調整するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会に関し必要な事項は、別に定める。

(常設委員会)

第9条 法人に、専門の事項を調査、企画、又は実施するため、次に掲げる常設の学内委員会を置く。

(1) 総務調整委員会

(2) 評価委員会

(3) 教育推進委員会

(4) 学生支援委員会

(5) 入試委員会

(6) 広報・社会貢献委員会

(7) 研究・研修委員会

(8) 情報・図書委員会

2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第10条 常設委員会のほか理事長が必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務組織を置く。

2 事務組織の事務の所掌その他必要な事項は、別に定める。

第4章 職制

(職制)

第12条 次の表の左欄に掲げる組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
大学	学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法第92条に規定する職務に従事する。
大学院研究科	研究科長	上司の命を受けて研究科の事務を掌理する。
学科	学科長	上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
学生部	学生部長	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
附属図書館	図書館長	上司の命を受けて図書館に関する事務を掌理する。

第5章 審議機関 (経営審議会)

第13条 定款第14条に規定する経営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第14条 定款第18条に規定する教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委任 (委任)

第15条 定款、学則及び大学院学則並びにこの規程に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。